

## 裁判員経験者との意見交換会（第4回）議事録

### 1 開催日時

平成25年7月2日(火)午後3時00分～午後5時00分

### 2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

### 3 出席者

裁判員経験者5名

（裁判所）手嶋政人裁判官（司会），辛島靖崇裁判官

（検察庁）大谷栄治検察官

（弁護士会）田中和樹弁護士

（事務担当者）伊藤良信刑事首席書記官，原田出総務課長，安野明彦刑事訟廷  
管理官，新谷秀次総務課課長補佐，山下憲一総務課庶務係長

### 4 意見交換

発言内容は別紙のとおり

(別紙)

## 意見交換会における発言

(司会)

1番と2番の方には1月に行われた放火事件をご担当いただきました。自宅に夫が火を付けたという事案です。4番の方には傷害致死事件をご担当いただきました。5番の方は3月に行われた隣の家に対する放火事件、日本で一番年齢の高い女性の被告人の事件と報道されていましたが、その事件を担当いただきました。6番の方には4月に行われた強盗傷人、タクシー強盗の事案をご担当いただきました。

出席している検察官は4月に着任されたばかりなので、今回の対象となっている事件に関与しておられません。弁護士は傷害致死の弁護を担当しておられます。裁判官は全件関与しています。

まず、みなさんに裁判員として参加されたそれぞれの事件について、全般的なご感想を話していただければと思います。

(1番)

1月の放火事件を担当したのですが、裁判員6人と補充裁判員2人だったのですが、最初堅苦しく思っていたのですが、日が経つにつれ、皆で和気あいあいと意見を出し合って裁判を行いました。

自分もここに来て裁判を経験し、全国の裁判や特に石川県の裁判、加賀の酒を飲んで殺人になってしまった事件や、輪島の事件とか興味を持つようになりました。最初、行きたくないなと思ったのですが、いよいよ選ばれて、4日間いろいろ勉強もできたし、裁判を経験できてよかったなと思っています。

(2番)

最初は選ばれたことに対して、ちょっと正直、嫌だと思ひまして、なんとか逃れられないかと思っていましたが、心を決めて審理に参加させていただきました。普通に生活していると、犯罪からかけ離れていて、裁判官と話すことや、弁護士を実際見ることもなかなかないので、とても良い経験になり、実際、自分の周りにはな

くても、こういうことがあるということを実感し、新聞なども興味深く読むようになりました。

審理の間中は、心も重く、自分の責任が重いと感じて、精神的に重苦しい日々を送っていました。最終的に刑が確定したときには自分自身も納得できて、よかったなと思いました。

(司会)

4番の方は、老人会の、ある意味、石川県とは若干縁のない、たまたま温泉宿に旅行に来られた方々のトラブルだったのですが、ご経験いただいていたのでしょうか。

(4番)

僕は、実は裁判員制度に1回参加してみたいと思っていました。それで呼出状が届いて、選任されたら裁判に行こうと思っていました。一度経験してみたいと思っていたところで、そういう機会を与えていただいたので、非常によい勉強になったのではないかというのが僕の思いでした。僕が担当させていただいた事件は、老人クラブに入っているお爺さんらが、酒に酔って小突きあいをしている中で、体格の非常に大きな人がドンとやり返してしまっていて、打ち所が悪くて、運悪く相手の方が亡くなってしまったという事件だったのです。普段聞いている、殴られたからやり返したという正当防衛が争われたのですが、日常使っている正当防衛という言葉と法律で使っている正当防衛という言葉は勿論違います。また、普段使わない言葉とか事実の究明のために難しい言葉を使ったりとか、そういうことが必要となってくると思うのですが、例えば、出てきた言葉の中では、病院の先生が解剖の写真を出して、「これはデコルマンです、殴られた時にそういうものができる。」という話をされたり、心理学の先生が、スキーマという概念を伝えてくれるのですね。そういうものをパッと聞いてその場で理解できるかということ、なかなかそういうわけにはいかない。慣れた方が使われると、とても理解が早くて、こういう場合にはこうなっているからきっと真実はこうだろうな、となるのですが、そういう言葉に

触れる機会がない我々にとっては、逆に、それは何、という思いにとらわれてしまうという面がありました。

僕もそうだったのですが、いざ、裁判員として呼ばれてみると、最初はちょっと及び腰だった方々も、途中からは、真剣に、積極的に、建設的な議論ができて、それが判決という形に結びついたような、そんな裁判を経験させてもらったので、非常によい裁判だったのではないかと感じました。

( 5 番 )

最初に、裁判員候補になったという連絡が、11月ころでしたか、来ました。私の知人もやはり候補になって、結局1年間なかったのです。だから、私も、多分来ないだろうという気持ちでいたら、1月になってすぐ来たのです。えらい早いなとかびっくりした、そういう感想でした。正直言って、裁判員として何日出られるかというのが非常に気になったのですが、幸いにして、中を見ましたら3日間でもよしいということが書類に書いてあったので、これはラッキーだなと思ったのが第一印象でした。裁判員というものはあまり経験できないことですから、これを良い機会に経験しようと思って来ました。そうしたら、90歳という高齢の女性が隣の家に火を付けたという事件で、本人も認めているし、周りの人もみんな認めているということで、争うところは刑をどれだけにするかということだけだったので、言い方は悪いかもしれませんが、気楽に裁判に臨んだのですが、実質3日間で終わって、良い経験をさせてもらったという思いです。

( 司会 )

6番の方は、一番最近の事件で、この新しい庁舎になって最初の裁判員裁判だったのですが、いかがだったでしょうか。

( 6 番 )

私にはなじみの薄い司法の世界を経験させていただいて、いろいろ学ばせていただきました。

( 司会 )

後ほど具体的なお話をいただきます。それでは、事柄の大小を問わず、裁判員制度全般について、改善を求めたいということがあればこの機会にお話しいただきたいと思います。今日は大きくテーマを3つほど立てておまして、一つ目は、裁判員の方々の負担に対する配慮という問題です。二つ目は、検察官の立証といった場面での問題、それから専門用語とか難解法律概念というような言葉の問題、こういったところを中心に議論させていただき、弁護人の側での説明とかあるいは書面の活用について3番目に取り上げて参りたいと思います。

それでは1番最初の問題として、裁判員の方々に対する負担という問題があります。最初にお話しただいた中でも出て参りましたが、強いストレスをお感じになったとか、日常生活で困られたということがありましたら、お伺いしたいのですが、これは審理、評議の間に限らず、裁判員としての職務を終えられた後のことでも結構です。2番の方は責任の重さということで精神的な負担を感じられたというお話でしたが、生活の上で困ったとか、よく聞くのは、夜眠れなくなったということですが。

(2番)

私の場合は、殺人とかそういうのは絡んでいなかったのですが、日常生活の中で思い出すとか、夢に出てくるとか、そういうことではないのですが、家に帰ると、すごくどっと疲れるというか、何か事あるごとに、被告人の方の、私にしたら反省しているだろうなという、がっくり肩を落としている顔が浮かぶということがありましたし、気持ちが重いというのは期間中ずっとありました。それで生活できないとか、精神的に辛いということではないのですが、思い出すというか、ずっと心の中にあるということがありました。

(司会)

裁判員期間中はフルに頭を使って精神的に疲れてしまっていて、晩ご飯の献立を考えるのも大変で、おかずはその辺で買ってきておしまいとか、ご主人に外食で勘弁してもらったという話を聞いたこともあるのですが、その辺りは大丈夫でしたか。

( 2 番 )

その辺りの切り替えはできました。疲れたな、というのはありましたけど、日常生活に影響するほどではありませんでした。私の場合は、写真等を見せられたのですが、擦り傷程度の写真だったので、見て辛いことはなかったのです。もし殺人事件で、亡くなった方の写真だったとすれば、どうなったのかなと思うと、よかったなと思います。

( 司会 )

皆さんの中では人が亡くなった事件を担当いただいたのは 4 番の方だけだったのですが、そういう意味でのストレスか何かをお感じになったでしょうか。

( 4 番 )

まずあまり考えなかったですね。確かに事件としては不幸な事件で、けんかの結果、人が亡くなってしまったという不幸なものだったのですが、それを裁判員として裁くということで一つの切り替えといえますか、例えば、自分の友人や家族が殺されたというわけではなく、しかも、縁の遠い地域の方が旅行でやって来て事件が起こったもので、確かに、死体の写真を見るということは、通常そういう機会がないので、そういったものを見るということについて、最初少し考えました。ただ、画像も必要最小限の部分を証拠として取り上げるというカットにしてあり、ここにこういう痕があるからこれは殴ったことに間違いありませんと、言葉で解剖医の先生がお話されたので、後で悩まされたとか、被告人の心情がどうだったかとか、そういうことを家に帰ってから思い出すということはありませんでした。むしろ、日頃仕事をしていますので、その代わりにこちらに来てこういう仕事をして、時間も早く終わりますし、負担を軽減する配慮を裁判官の皆さんもしてくださったので、おかげさまで、負担感を感じることなく終えることができたと思います。何より、自分一人で判断をするというわけではなくて、みんなで、裁判員 6 人と裁判官 3 人の合議体で判断を下すので、精神的な負担の分散というか、責任が一人にかかってくるわけではないので、それが一番助かったと思います。

( 司会 )

検察官の方では、解剖した細部の写真とか遺体の写真を出す際には、多少の配慮をしておられますね。

( 検察官 )

前任庁とか金沢でのこれまでの事例を聞いたところによると、まず、写真の数を必要最小限に絞る。その上で、カラー写真よりは白黒写真とか、色を多少曖昧にした写真の方が精神的なショックも少なくなると思われますので、そういったところも配慮しております。また、実際にそういった写真を見ていただくときに、あらかじめ、次はこういう写真を見ていただくので、という一言を入れることで、多少なりとも心の準備ができると。そういったところで配慮しております。

( 司会 )

実際に今回ご担当いただいている事件では、スクリーントーンと言いまして、白く薄いスクリーンをかけて、関係のない部分はあまり見えないようにするという加工をした写真を使っていましたが、あの示し方についてはどのようにお感じになりましたか。

( 4 番 )

まず、スクリーントーンであることに気がつきませんでした。本当に致命傷を負った部分について見て、それに対する説明が添えられましたが、僕らも写真を見ただけでは、この写真が何なのかということは分かりません。説明があって初めて、それが何たるものかを知るわけです。そうすると、写真がどういう加工をされているとか、本物はこうであるとか、実際の全体はこうなっているといったことは分からずに、これはこういうものだという説明を加えられて理解しているので、加工されたものだということも初めて知りました。

( 司会 )

さらに、これまで言われている裁判員の負担を軽減する方策については、ほかに何かありますか。弁護士はこの事件を担当していますが、検察官とやりとりされた

のでしょうか。

( 弁護士 )

公判前にしました。解剖医の先生の尋問で使用する写真については、スクリーン  
トーンにするかどうかとか、必要な部分に限られないかなど検討したのですが、こ  
の件については、弁護士としては、実際に鑑定書に添付されていた写真は何も加工  
を加えずにお示ししました。また、お示した部位も精神的なご負担があるかと思  
ったので、尋問する際は、あらかじめ、ご負担がかかるかもしれませんかと、お断  
りした上でお示したのですが、どうしても検察官が使った写真との比較では、加  
工がないので、裁判員のご負担はちょっと大きいのではないかと事件が終わってか  
ら思っていました。この事件が終わった直後に別の裁判所でモニターの写真を見た  
ことにより精神的な疾患を発症したという報道があったものですから、実際関わら  
れた裁判員はどういうふうを受け止めたのか、あるいは、工夫する余地があったの  
か、その辺りをうかがえたらと思っていました。

( 司会 )

いま、弁護士が言われたのは、死刑求刑事件に参加された女性が、遺体の写真を見  
たことなどによって、医師から急性ストレス障害という診断を受けられ、民事裁  
判を提起されたというケースです。この事件について何かご感想というようなもの  
はありますか。

( 4 番 )

例えば焼けこげた死体の写真であったとか、首が取れた写真とか、そういったも  
のを見たら、かなりの人の精神的負担は大きいと思います。ただ、それが本当に真  
実の究明の上で必要なのかということで絞ってもらって、例えば、致命傷になった  
傷があるからその部分だけを拡大してみせるとか。確かに、全体の状況、ここに  
死体が転がっていますという写真が必要な場面があるかもしれませんが、必ずしも  
すべての事件でそういうものが必要だとは思わない。僕の担当した事件でも、そ  
ういったものは特に出でませんでしたし、人間と言われれば、確かにそうで、気持

ち悪いかもしれませんが、精神的なショックを受けるに至るような強烈なものではなかった。ある程度必要な部分だけを絞って加減をすることはできると思います。

(司会)

金沢の事件でも過去に血だらけと言いますか、刺されて亡くなった殺人事件の場合、血の海になっていただとか、そういう事件もあったのですが、検察官に配慮していただいて、必要な写真に限っていただいています。勿論、検察官と弁護人との間で話し合いがなされ、弁護人は、本当に必要なものに限ってもらうという立場で臨んでおられますし、検察官もそれなりに配慮していただいて、写真ばかりではなく図面とかそういうもので代替できる場合には写真を使わないということもありました。法曹三者のほうではいろいろと配慮をしてくれているつもりですが、全部の事件で十分な配慮ができているかどうかと言う点があります。そういう意味では裁判官もどういうふうに皆さんに接していったらよいかという問題があります。

(裁判官)

いま、4番の方がおっしゃったところは、まさに核心を突いていると思います。遺体の写真などは非常に刺激の強いものなので、それについての配慮は必要不可欠だと思います。ポイントとなるのは、事実認定や量刑判断において真に必要なものに限るということではないかと思います。そのための話し合いが公判前整理手続において行われているのですが、そこを充実させていくことが大事だと思います。また、実際に選ばれた写真などをどういうふうに取り調べるか、どのようなもので取り調べるかといったことについては、スクリーンをかけるとかCGや図面とかといった方法もありますので、そのあたりも含めて、法曹三者でしっかりと協議をしていくことが大事ではないかと思いました。

(司会)

量刑が重い事件の場合、金沢では極端に重いという事件はまだないのですが、裁判官が裁判員の皆様にどういうふうに説明するか、どういう接し方をするかといった点が大切だと思っているのですが、私たちの合議体は男性3人の構成です。それ

で女性の裁判員の方に十分な配慮ができていたかどうか、ちょっと心許ないところがありますが、いかがだったでしょうか。なるべく裁判員の方に対しては、普段の法廷とは別の顔つきで、軟らかい表情で臨んでいるつもりですが、いかがでしたでしょうか。

( 6 番 )

初めてなので、何にも分からず、こんなものだと思っていました。

( 2 番 )

一般人なので、裁判官と会うという経験もないので、怖い、偉い方が出てくる、そんな場所でどうしゃべろうかと考えていましたが、評議室でも最初の挨拶の段階からざっくばらんで、女性男性関係なく、過ごしやすい空間を作っていただいていると感じましたし、職員の方も、出迎えの際などこちらが申し訳ないくらい腰が低く、敬ってもらえたというか、そういう印象を受けました。期間中、気が引き締まる感じでしたが、評議室では、言いたいことが言えましたし、ちょっとした疑問も気軽に聞くことができました。説明も十分していただき、難しい、分からないと感じませんでした。

( 司会 )

お褒めいただき大変恐縮です。司法というのも国民の皆さんに対するサービスという面が強いわけです。刑事というのは、あまりサービスは良くはないのですが、アメリカの陪審裁判なんかでも、陪審員は国民の代表者だということで、敬意を表しなければならない、だから、陪審員の入退廷の場面では、裁判官以下みんな立ってお迎えするのが当たり前とされています。みなさんには国民の代表者として司法の場に参加していただいていますので、それなりの接遇をしなければならないということは職員の中にも徹底しているつもりですが、こんな点が足りないとか、どなたからでもご指摘いただければ、執務の参考にさせていただきたいと思います。多くの方は仮庁舎という不便な施設でご参加いただいたものですから、そこは申し訳なかったと思うのですが、何か覚えておられることなどありますでしょうか。

( 1 番 )

仕事始めの4日間に選ばれて、最初来たとき28人の候補者がいて、それから選考されて、裁判員6人、補充裁判員2人、うち女性が3人、男性が5人で、裁判長と裁判官2人とで裁判をやったのですが、最初、堅苦しかったのですが、最初の職員の対応も良かったし、裁判長や裁判員の方々との評議で、一つ一つ細かく、我々に分かるように、専門用語なども説明してもらって、和気あいあいと審理できたと思っています。毎日、裁判官と裁判員の方々と出たり入ったりして、評議して、勉強になったと思います。自分の子どものような方も裁判員に選ばれたのですが、その方にもいい経験になったのではないかと。最後の日には反省会もやりました。

( 5 番 )

まず、裁判所に来て非常に親切、丁寧に対応していただいて、控室にはフリードリンクなどもありましたから、そういう意味ではよかった。裁判員制度に関する意見として述べますが 私は3日間という非常に短い期間でラッキーだったのですが、テレビで報道されているように、100日くらいかかったというものもあると聞いています。100日となると、3か月。それだけ拘束されたら、果たして一般の方が耐えられるのかという気がしました。サラリーマンで3か月も休職できることがあるのか。そういう長期に亘るものは何か考慮すべきではないか。それと、殺人事件で精神障害になって賠償を求められているという話がありましたが、それくらいの負担を強いるようなものは、果たして裁判員裁判に相応しいのかという気がします。個人的な意見として申し上げますが、あまりに長期にわたると予想される場合と死刑になるであろうと予想される裁判については裁判員裁判の対象から外すべきではないか。負担が大きすぎると、その人にとっても不幸だし、訴えられる国も大変ではないか。いずれ改正する機会があれば、そのような事案は、専門の裁判官だけにすべきだと思う。このあいだ、死刑判決を裁判員裁判で言い渡したにもかかわらず、二審で無期懲役になったというケースがありましたが、裁判員裁判を重視するという方針が出ているにもかかわらず、そういう結果になるということは、

逆に、苦勞して裁判員の方が死刑としたにもかかわらず、無期なら、心の中では、ほっとしているかもしれませんが、自分たちのした努力は何だったのか、という気がします。人の命に関わることは特に慎重に審理すべきだと思うので、ひっくり返るようなことがあってはどうなのか。このことも含めて、はずしてもらような制度になればと思います。

(司会)

いま期間のお話がありましたので、そちらの方に進めさせていただきますが、5番、6番の方は確か審理が3日間で終わりました、1番、2番の方は4日間でしたが、生活や仕事に大きな影響はなかったとお聞きしてよろしいでしょうか。3日や4日だと、それほど影響がないかもしれません。これに対して、4番の方の事件は金曜日から金曜日まで6日間、週をまたいでいましたが、長いとお感じでしたか。

(4番)

最初に呼出状をいただきまして、金曜日の午前中に集まり、その日のくじに当選したら、そこから1週間は裁判所ですよ、もし、当選しなかったら、午前中で帰っていただいて終わりですよということでした。勤め人なものですから、休暇の都合を色々なところに連絡しなければならなくて、できれば、前もって、この週は休みにしますということが分からないと。もしかしたら、この週はお休みになるかもしれないが、お休みにならないかもしれない。何人集まるか分からなかったのも、何分の1かでそうなる。実際は28人集まったのでしょうか。その中から補充裁判員含めて7人選ばれると、4分の1の確率ということになります。来週は何分の1かでお休みになりますが、そうでなければ大丈夫、というようなことを上司に言って金曜日に来ました。最初に呼ばれても分からないというのが、休暇の取得がしづらいつ感じました。ただ、これをどう改善しようかという話になると、具体的にこうしてくださいということも難しいのですが。最初に平成24年度の裁判員候補者名簿に載りましたという通知が来てから1年間何もなかったのも、もう終わりかなと思っていたら、12月28日くらいに呼出状が届いて、最後の最後に来たなと思

って、2月頃に来てくださいということで、2月に来て選ばれたので、休暇をいつ取るかについて、結構、上司と相談したことがありました。この辺りは、おそらく勤め人の方は皆同じように思うのではないかと思います。休暇はできれば前もって申請しておきたいので、配慮は無理かもしれませんが、認識しておいていただければ、ありがたいと思います。

(司会)

勤務シフトのある方は困られるようですね。1箇月の勤務の割当てが先に決まっ  
ていて、もう変えてもらうことができないと言われ、しばしば、やむを得ないとい  
う判断をすることもあります。例えば、選任の日と審理の日を分けてやるというや  
り方が可能ですが、ただ、それをやると、実際に審理するのがさらに先になってし  
まう。審理期間が延びているのではないかという批判を受けていることもありまし  
て、更に判決が出るまでの期間が余計にかかるということは心苦しく、弁護人の立  
場からすると、被告人の迅速な裁判を受ける権利も問題になろうかと思えます。多  
くの被告人が身柄を拘束された状態で裁判を待っていることからすると、できるだ  
けそこは短くしたいという思いもあり、日を分けて選任するというのもなかなか難  
しいところがあります。金曜日に選任だけやって翌週審理するというスケジュール  
を組むことも時々あり、なんとか来週の調整を金曜日にやってもらえるのではない  
かと考えたりもします。この辺りはうまくいくケースもありますが、うまくいかな  
いケースもあります。もともとこの事件は、確か、金曜日に選任し、月曜日から始  
めましようと言っていたのが、もう少し審理のための時間をとりたいということで、  
金曜日の午後も審理に充ててしまったということがありました。実際の事件は、無  
罪が争われた事件で、正当防衛が主張され、争点もいろんな問題点があり、2日で、  
確か、証人を7人取り調べ、被告人からも半日話を聞いています。証拠調べに時間  
をかけましたが、その時間が十分だったかについて、弁護人からも質問が出ていま  
すが、いかがでしたか。

(4番)

時間は十分にあったと思います。例えば1週間で考えても、2週間で考えても、3日で考えても、考えるポイントは事前にきちんとまとまっていたので、期間の問題ではなくて、段取りの問題に過ぎないと思います。

(司会)

評議の時間も足りていたでしょうか。

(4番)

評議の時間も、だらだらとああでもない、こうでもないやっても、結局、同じことをループするだけなので、問題はなかったと感じました。

(司会)

証人も多く、一つの場面を表側と裏側の双方向から見ていた証人が出てきたり、立場も様々な方が出てきたりで、証言を理解する上で、混乱することはなかったでしょうか。

(4番)

混乱しました。一番つかめないのは人間関係でした。誰と誰が仲良くて、同じ老人クラブなのに初めて話したとか、全然話をしたきっかけがない、昔こんなことで会合をしたことがある程度という人たちがなぜ同じ老人クラブにいるのかとか。この人は、明らかに自分が面倒くさいから、あまり携わりたくないというふうに話していると感じたり。証言中にも変わったりします。最初は見えたと言ったのに、いや、見えなかったと言い直したり。そうなってくると、この人とこの人は仲がいいのか、どういう関係なのか分からなくなったりして、最初のうちは混乱しました。聞いた時にはすぐには分からないのですが、評議室の中で、分かりやすく、出てきた証拠に基づいて、これはこういう事実ですという説明していただけるので、3日目には整理できたと思いました。おそらく、3日ぐらい経つと、最初に聞いたことも忘れてしまいます。この証人はなんと言ったのか、あの証人はどんな人だったか、どんなふうに話していたか思い出せない。そういう時にビデオで撮影している装置では音声認識のインデックスが付くので、もうちょっと活用すればよかったと終わ

ってから思いました。

(司会)

やはり、長い審理と言いますか、3日前のこととなると、忘れることがあり、証言全部覚えておくというのも無理があるかと思えます。今回の審理は、金曜日に冒頭の手続、書証の取調べまで行って、月曜から証人尋問を行いました。尋問を聞く前に、検察官と弁護人の話は頭に入っていたでしょうか。

(4番)

分かりやすいプリントと言いますか、イラスト化されていて、誰と誰がどういう関係でという大まかな絵のような関係図を配っていただいて、それをもとに検察官が冒頭陳述をされ、次いで、弁護人も別の資料を用意して、という整理があったので、ある程度の把握はできます。だけど、やはり、人の話は聞いてみないと、理解はできないというか、こんな感じかなとは思いますが、最終的に、自分がこの人はこうだろうなという心証形成に至ったのは、人の話を聞いて、みんなで話し合いをして、あの人はああ言っていた、といった評議の過程を経て理解はできますが、最初から分かるという性質のものではないと思います。

(司会)

検察官の論告を聞く時に、証拠調べの内容は頭に残っていたでしょうか。1番、2番の方の自宅の放火事件の場合、現場の写真や図面が出ていて、それは頭に残っていましたか。視覚的な資料と言いますか、そういう客観的な証拠は割と頭に残るのですが、奥さんの証言がありました。これも印象に残っていたでしょうか。

(1番)

残っていました。

(司会)

直接人の話を聞いた場合には印象に残りやすいということでしょうが、5番の方は、防犯カメラの映像、隣の家に燃やしに行った場面が出ていて、だいぶ長い時間法廷で再生したのですが、それは印象に残るものですか。

( 5 番 )

これはもうびっくりしたぐらいです。何でこんな防犯カメラがあんな屋根に付いていたのか疑問でした。普通ないところにあったので、非常に印象に残りました。証拠について、検察官がいろいろ話している時、正直言って、早口でした。証拠番号何番のどのと言っていると、なかなか聞き取れない。書類を見ているうちにどんどん進んでいってしまうので、法廷の場ではなかなか分かりにくい。評議室に戻ってゆっくり見ると、なるほどそういうことだったのかと分かる。時間的な制約があるのかもしれませんが、もう少しゆっくり、証拠番号もはっきり言っていただいたほうがよいと思いました。

( 司会 )

検察官から、論告に証拠を引用した方が評議の役に立つのでしょうかという質問が出されていますが、この点はいかがでしょうか。

( 5 番 )

正直、法廷の中ではほとんど聞き取れないし、頭の中でも理解できていない。戻ってきて、なるほどこういうことだったのかと。それで皆さんと議論してやっと理解できたという状況です。法廷の中ではあの程度でもよいのかなという気もしますが、ないと困りますよね。裁判は法廷が公式のものですから。公式の時に証拠が何も示されなくて、評議室の議論の場だけで示されるということになると困ると思いますから。その時に理解できなくても、やはり示すべきものは示す、形式的なものかもしれませんが、必要かなと思います。

( 裁判官 )

もし、そういうお考えで携わっておられたとしたら、はっきり申しまして、法曹三者が叱られるべき問題でありまして、法廷で行われている証拠調べ、そこでまさに心証を形成して判決をするというのが目指すべき裁判員裁判の姿だと思います。法廷では形だけ証拠を調べるようなことをやっておいて、評議室に戻ってもう一回見返したり、それで心証を形成すればいいという、そういう証拠調べの方法を我々

がやっているとすれば、失敗だということだと思います。

( 5 番 )

いや、ただ、これはあくまで私の感想なので、他の方は分かりませんが。

( 裁判官 )

しかし、非常に重要な指摘だと思っております。ビデオであるとか供述調書の読み上げみたいなものと、実際に証人として出てこられた人の話があると思いますが、評議室に戻ってもう1回考えればいいと思ったのはどちらでしょうか。証人尋問の時もそのように思ったのでしょうか。

( 5 番 )

それは思いません。ビデオは明らかに誰が見ても分かるものですし、それに関して証人の方が出てきている質問しますが、それらに関してはよく分かります。何番の証拠に基づいてどうのこうのと言っていくところが理解しづらかったというのが個人的な感想です。

( 司会 )

早口になる癖のある検察官もいらっちゃって、そういう方には時々、もうちょっとゆっくりやってほしいという注意をすることもありますが、皆さんに法廷で全部を理解してもらおうという意識が十分でない方もいたりしますから、そういった問題について我々も考えていかなければならないという指摘だろうと思います。ご意見を踏まえて十分に検討し、今後の事件に生かしていこうと思います。

( 司会 )

事件の関係者から直接話を聞きたかったということはありませんでしたか。1番と2番の方の事件については、隣家の人から話を聞きたかったという話や、6番の方の事件については、被害者も裁判所に出てきませんでしたし、被告人の母親についても手紙しか出てこなかったことから、そのような人から話を聞きたかったという話が、裁判員の中から出ていませんでしたか。

( 6 番 )

話を聞いてみたかったなと思っています。

(司会)

裁判所としては、裁判員の方が直接質問できるということもあって、争いのない事件についても証人尋問を活用したいと思っています。被害者に負担をかけてもいいのかという問題もありますが、大事な人の話は聞きたいと思っています。裁判員の中には遠慮する人もいますが、証人や被告人から直接話を聞いて理解するという必要なことだと思っています。

(4番)

そう思います。傍観しているだけではいけないと思います。整理が終わっている中で、自分が話をすると、それが崩れてしまうのではないかと感じてしまうことから、質問しにくいと感じるのかもしれませんが、私の事件では、被告人は、分からない、覚えていないを繰り返すだけだったのですが、そこが分からないと、どうしようもないと思って質問してみたところ、少し話は出てきました。検察官は怖い人、弁護士は助けてくれる人、裁判官はにらんでいる人という中で、違う人が牽制的に話を聞くことで、何か出てくるのではないかと思い質問してみました。

(司会)

法曹とは違った視点で、一般の方が被告人や証人から話を聞くということに意義があるのではないのでしょうか。

(1番)

そうですね。

(司会)

法律用語や専門用語をどのくらい理解していただけたのかという質問が検察官から出ているのですが、医者や学者の話を聞いていて分からなかったことはありませんでしたか。

1番と2番の方の事件については、酔っぱらいの程度について、精神科医の先生がパワーポイントでプレゼンテーションしていましたし、4番の方の事件では、法

医学者が証人として出ていましたが、評議の際、意見が述べにくかったということはありませんでしたか。

(4番)

私の事件では、人を殴った場合、肉が離れて油が出る「デコルマン」という状態になるという説明をされて、「こことここにデコルマンが認められます。」という話をされました。「デコルマン」という言葉を初めて聞いたのに、それが前提となって話が続けていったことで、言葉にとらわれてしまい判断に困りました。

突然の言葉を理解して、証拠として考えるというのは困難なことだと思います。

(司会)

1番と2番の方の事件の「心神耗弱」「複雑酩酊」「単純酩酊」という言葉はどうでしたか。

(1番)

専門の先生がパワーポイントで説明してくれたのですが、私としては理解できませんでした。医者の中から見た判断結果についても、きちんと説明してもらえました。

(司会)

検察官も「心神耗弱」という言葉を使っていたことについてはどうですか。

(2番)

最初から、「複雑酩酊」と「単純酩酊」が争点だと言われていましたし、説明も受けていたので、精神科医が出てきた時には、理解できていました。

(司会)

5番の方の事件では、認知症の程度や症状について、鑑定書の要約書面が出てきていましたが、何か分かりにくいところはありませんでしたか。

(5番)

ありませんでした。普段使うような言葉なので、おおよその理解はできていました。(司会)

目の前の90歳のおばあちゃんと一緒に見ると、理解はできたというところでは

か。

( 5 番 )

証拠で出ていたビデオもありましたし、よく理解できました。

( 司会 )

4 番の方の事件の「正当防衛」「けんか状態」という言葉はどうでしたか。

( 4 番 )

けんか状態では正当防衛は成立しないということでしたが、「けんか状態」がどういう状態を言うのか、実力が同じような場合のことなのか、相撲取りと一般の人の間でもけんか状態ということはあるのか、正当防衛を否定していいのかどうかという判断に苦労しました。

( 司会 )

法律用語や専門用語をどのように伝えていくかということが、法曹の課題だと思いますが、この点について検察官の立場としてご意見はありますか。

( 検察官 )

裁判員対象事件を担当していると、二、三件に1件くらいの頻度で同じような問題に突き当たります。私としては「分からないところが分からない」という思いもあるので、こういう機会に勉強させてもらっています。

( 4 番 )

専門用語の中にも「聞いたことのない言葉」と「聞いたことはあるが、定義が違う言葉」があって、正当防衛といった言葉は、聞いたことはあるが、定義が違う言葉だと思います。自分の中での定義と違っている分、分かりにくくなってしまうので、そういう言葉こそ、明確に説明を加えてもらえればと思います。

( 司会 )

4 番の方の事件では、証言の信用性を争うため、認知心理学の先生が証人として出てきましたが、先生の話は評議の役に立ちましたか。

( 4 番 )

「目撃者が語るもの」について、その先生は、目撃者は、頭の中で情報を整理し、若干加工して理解しているという説明や、目撃者の話は必ずしも真実とは限らないし、既成概念にとらわれてしまい、事実が曲げられてしまってあてにならないという説明がありました。検察官からは、「あなたの話そのものがスキームではないのか」といった質問も出ていましたが、それを言い出すと、すべてが覆ってしまうし、何もかもが信用できなくなるので、眉唾として、話半分に聞いていました。

（弁護士）

その事件の証人尋問については、弁護人の中でも色々と議論して初めてやってみたというところなのですが、今の意見も今後の参考にしたいと思います。今の話に出てきた「スキーム」という言葉についても、限られた時間の中で理解してもらえるのかといったことが弁護人の課題でもありました。

専門用語を司法の場でどのように活用するかといったことについては、公判前整理手続の中で十分に整理すべきことだということも今後の反省にしたいと思います。

（裁判官）

この種の証人を取り調べる場面は少ないと思いますが、裁判員の方が混乱しないように、本当に必要なのか、どこを聞いてもらうのかといったところを事前にきちんと協議しておくべきだと思います。

（司会）

5番の方の事件では、弁護人は、量刑意見を言わずに、「寛大な刑を求める」という意見でしたが、この点について、弁護人の話が分かりにくかったというところはありませんでしたか。

（5番）

疑問には思いませんでした。はっきり何年と言うと、それにこだわってしまうので、日本人特有の感情に訴えるというやり方もいいのではないかと思いました。私の事件では量刑だけが問題だったので、「短くしてほしい」ということにしか感じ

ませんでした。

( 司会 )

4 番の方の事件では、弁護人の意見について、要約版と詳細版が配られましたが、詳細版は役に立ちましたか。

( 4 番 )

あまり役に立ちませんでした。読み上げ原稿のような形で配られましたが、3 日間の話合いの中で互いの意見を聴き、最後にそのような書面をもらっても、立ち帰るという気になれませんでした。

( 司会 )

法廷で目にし、耳で聴くことが重要だということですか。

( 4 番 )

そのとおりです。

( 司会 )

最後に経験者の方からメッセージがあればお話しただけませんか。

( 1 番 )

裁判員となった経験を大いに知らせていった方が良くと思います。堅苦しいというイメージがありましたが、気楽にできましたので、是非勧めていきたいと思いません。

( 司会 )

子どもがいて家庭のある女性の立場としての意見があれば、お聞かせ願えないでしょうか。

( 2 番 )

誰しもあまりやりたいといって手を挙げる人はいないと思いますが、こういう機会があれば、受け止めることも人生経験になると思います。いろんな人に経験してもらえれば良いと思います。

( 司会 )

裁判員になったことをお子さんに伝えたのですか。

( 2 番 )

新聞記事を見せて、こうなったんだよという話をしたりしました。私の裁判員の経験は子どもにも伝わっていると思います。

( 4 番 )

良い経験になりました。これまで、立法や行政に国民は入っていけましたが、司法が一番閉じられていた世界だと思っていました。法曹に国民の視点が入っていくことでよりオープンになると思います。お客の来る家は整理されていますが、お客の来ない家は整理されなくなっていくのと同じように、法曹の人が大変な苦勞を重ねて大きな改革を行った一方、我々国民も積極的に参加することが大事なのだと思います。

国民ができるだけ参加できるように、裁判員教育をやるべきだと思いますし、教育や広報で裁判員制度を周知させ、裁判員を拒否する人を少なくすることが大事だということが分かりました。

( 司会 )

法教育については、検察庁でも取り組んでいますし、弁護士会でも模擬裁判を実施するなどして取り組んでいるところです。裁判所でも見学や説明会を開催しているところですが、企業や P T A ，地域の催し等の場でも説明したいと考えております。

( 5 番 )

裁判員候補者になったときには、当たらなければいいと思いました。私の場合、3日という割に楽な期間だったから、言えるのかもしれませんが、気軽に参加してもらえれば良いのではないかと思います。死刑や長期の刑が絡むような事件については、たぶん嫌だという人がいると思いますが、もっともっと参加しやすいものにしていってもらえればと思います。

( 6 番 )

年を取った人でも，こういう経験をさせてもらえて良かったです。

(司会)

本日の話を聞いていて，参加者の皆様が真剣に事件に取り組んでいたことが手に取るように分かりました。

裁判員制度は比較的順調に進んできていると言われていますが，これは法曹だけの努力だけではなく，国民の努力や熱心な参加によって支えられているものです。

本日は，ありがたい話も聞かせていただきましたので，もっともっと良い制度や運営につなげていくための協議を進めていきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

(記者)

量刑を決める上で，刑務所に入ってもらるか社会内での更生かということでも悩まれたと思いますが，刑務所というところもなじみの薄い場所なので，刑務所がどういうところで，どういう教育を受けているのかといった情報や判決を受けた後の受刑者の更生状況を知りたいという思いはありませんでしたか。

(1番)

評議の際，裁判官から刑務所の中の様子や，全国にいろいろな刑務所があって，罪によって入る刑務所が違うというようなことの説明を受けて理解しました。

(司会)

刑務所のパンフレットを見せていますし，男女や病気の有無によっても入る刑務所が違うということや，刑期によっても違うという説明はしています。

(4番)

エアコンがないということが衝撃で，それだけでしんどい場所だと思いました。

(検察官)

私の経験では，記者からの質問にあったような視点を求刑の中で主張したことはありません。

(司会)

医療観察についての説明をしたケースもあります。

(記者)

裁判員の経験を踏まえた上で、裁判員の対象となる事件を広げるとか狭めるといった意見はありますかでしょうか。

(司会)

覚せい剤の密売や輸入に関する事件については議論のあるところですし、死刑類型についても意見のあるところのようですが、どうでしょうか。

(5番)

暴力団の事件のように、仕返しがあるかもしれないという事件については省くということできないのでしょうか。

(司会)

法律的には除外できるということになってはいますが、実際は全国で1件しか例がありません。

(5番)

そうすると、これ以上無理なのでしょうか。

(司会)

いろいろな意見があるのではないのでしょうか。

(4番)

司法に市民の目を入れるべきジャンル、分野がどこにあるのか、それを法律でどのように線引きするのかといった議論の余地はあると思います。司法は社会のことを知らないのではないかという意見から始まった制度だと覚えているので、そのような視点からはずれなければ良いのではないかと思います。

(傍聴者(弁護士))

私は、1番と2番の方の事件の弁護人でした。私の担当した事件では、被告人の妻が証人となりましたが、被告人の妻は事件の目撃者でもあるという事件で、目撃に関する部分については調書の朗読で調べ、証人尋問では被告人の人柄や将来のこ

とに絞って話を聞いたのですが、目撃に関する部分についても直接話を聞いてみたかったということはありませんか。

( 1 番 )

話を聞いてみたかったです。ただ、聞きにくかったということもあると思います。

( 司会 )

誘導尋問を活用して、コンパクトな取調べが可能だったのではないかと考えています。

( 2 番 )

被告人の妻は外国人だったこともあり、日本語が少しおかしくて聞き取りにくいところもあったので、あの事件はあれで良かったと思います。

( 司会 )

他に質問はありますかでしょうか。

( 4 番 )

裁判員の負担について後から言われたことは守秘義務の範囲が分かりにくいということです。「自分が候補者になったことを何人に対しても明らかにしてはならない」ということが分かりにくいです。

私は、公開してはいけないということなので、ブログやツイッター、フェイスブックといったものに載せてはいませんが、いわゆる「友達限定」のフェイスブックの記事にしても法律に触れると上司から言われました。どこまで厳重にこれを守らなければいけないのか、匿名ならば公開してもいいのか、範囲を限定しての記事の投稿でもだめなのかといったように、守秘義務がどこまで課せられているのか教えてもらいたい。

( 司会 )

全国的に統一的な見解を示すことができるかどうか検討していければと思っています。

以 上